

その他の手続き（区役所以外の窓口）

※詳細はそれぞれ所管する機関・窓口へお問い合わせください。

なお、死亡された方が銀行口座等をお持ちの場合は、相続手続きが必要です。

また、クレジットカード、携帯電話なども解約手続きが必要です。

手続き方法は、各会社等へお問い合わせください。

チェック	必要な手続き	お問い合わせ先
	市営墓地使用者の相続による権利移転	札幌市保健福祉局施設管理課墓園管理係 中央区北2西1 ORE札幌ビル7階 TEL211-3525
	社会保険・共済保険の喪失	勤務先へお問い合わせください。 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へお問い合わせください。
	厚生年金・共済年金 （受給されている方）	札幌北年金事務所北24西6 TEL717-4112 共済年金は、それぞれの共済組合へお問い合わせください。
	運転免許証の返還	最寄りの警察署 手稲警察署 手稲区富丘1-4 TEL686-0110
	軽自動車の相続	札幌地区軽自動車協会 北区新川5-20 TEL768-3955
	普通自動車・バイクの相続	札幌運輸支局 東区北28東1 TEL050-5540-2001
	不動産（土地・建物）の相続	不動産を管轄する法務局 ※西区・手稲区所在の不動産の場合 札幌法務局西出張所 西区琴似4-1 TEL664-2251
	農地を相続したときの届出	札幌市農業委員会事務局 中央区北1西2市役所7階 TEL211-3636
	確定申告	札幌西税務署 西区琴似4-1 TEL666-5111
	遺言状の検認、相続放棄	札幌家庭裁判所 中央区大通西12 TEL221-7281
	飼い犬の登録変更	動物愛護管理センターあいまる・さっぽろ 中央区北22西15 TEL736-6134
	電気の氏名変更・継承	加入事業者にご確認ください。
	ガスの氏名変更・継承	加入事業者にご確認ください。
	水道の氏名変更・継承	札幌市水道局電話受付センター TEL211-7770
	電話の氏名変更・継承	加入事業者にご確認ください。

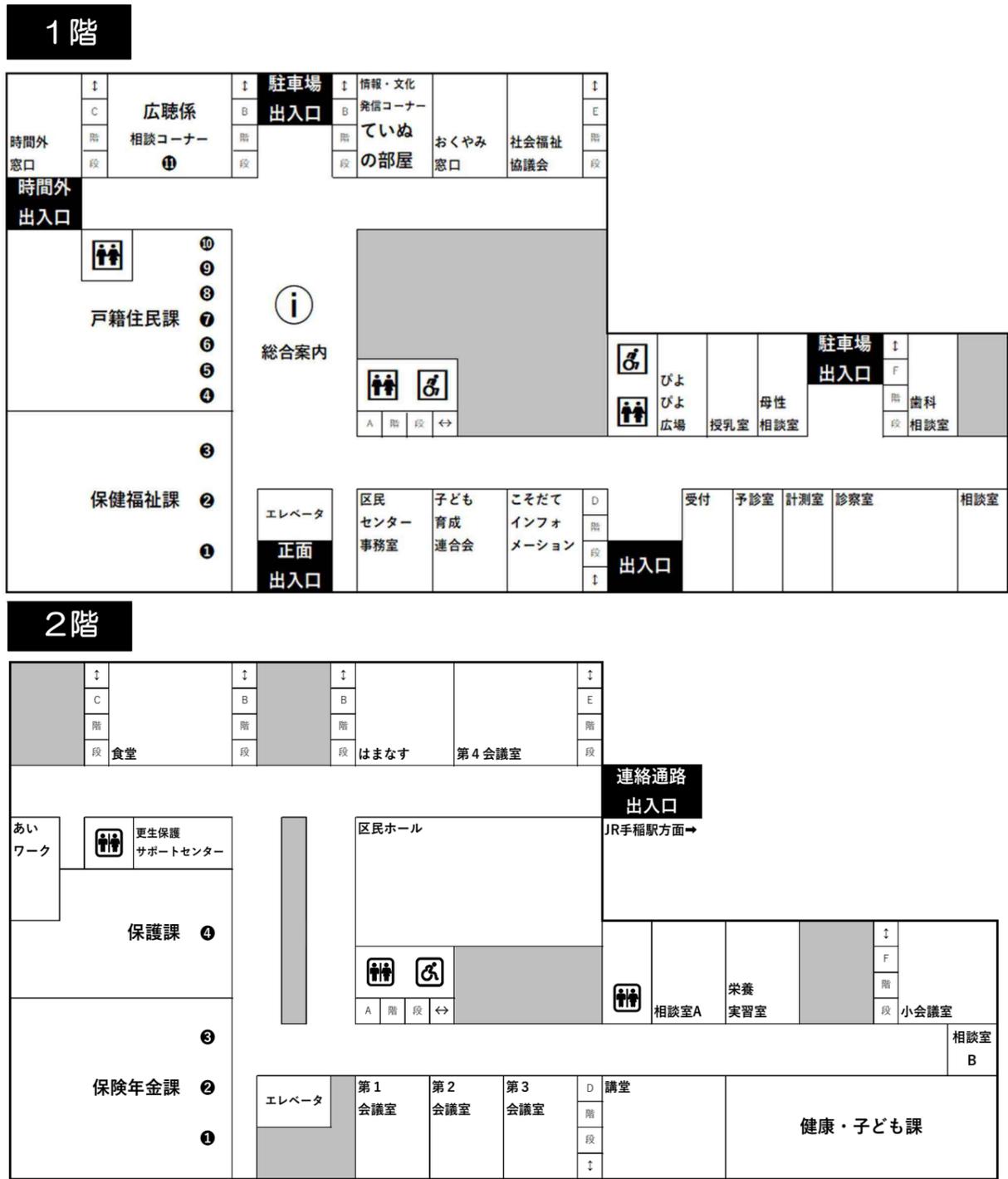
<手稲区役所以外の区役所>

	所在地	電話番号	FAX番号
中央区役所	中央区南3西11	231-2400	231-6539
北区役所	北区北24西6	757-2400	757-2401
東区役所	東区北11東7	741-2400	742-4762
白石区役所	白石区南郷通1南	861-2400	860-5236
厚別区役所	厚別区厚別中央1-5	895-2400	895-2403
豊平区役所	豊平区平岸6-10	822-2400	813-3603
清田区役所	清田区平岡1-1	889-2400	889-2402
南区役所	南区真駒内幸町2	582-2400	582-0144
西区役所	西区琴似2-7	641-2400	612-5264

不幸があったときはこの窓口へ

～手稲区役所ご案内～

区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。



手稲区役所（TEL 681-2400 代表） 手稲保健センター（TEL 681-1211）
住所：〒006-8612 前田1条11丁目 開庁日：月～金曜日（祝日年末年始を除く）
開庁時間：午前8時45分～午後5時15分
手稲区ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

不幸があったときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	戸籍の死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡の日（死亡したことを知った日）から7日以内に出さなければなりません。 ●死亡届の受付時間は、午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を含む）です。上記以外の時間帯は死亡届書をお預かりするのみで、火葬許可証の発行ができませんのでご注意ください。 ●札幌市民の火葬料は無料です。 【火葬の取り扱い】 ●火葬する場所は、山口斎場（手稲区手稲山口308番地 011-691-3636）及び里塚斎場（清田区里塚506番地 011-883-1561）です。休業日は元日と友引の日です（区役所で火葬許可証と一緒にお渡しする「火葬場利用のご案内」をよくご覧ください）。 ●死亡後24時間を過ぎなければ火葬することができません（一類・二類・三類感染症で死亡した場合を除く）。 ●火葬許可証は火葬場へ2枚1組で提出してください。火葬場からお返しする1枚は、納骨の際に必要ですから大切に保管してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の作成した死亡診断書（死体検案書） 	戸籍住民課 1階⑨番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑登録証の返還	印鑑登録証の交付を受けていた方	・印鑑登録証（カード）	戸籍住民課 1階⑦番窓口
マイナンバー（個人番号）カード、通知カード	カードをお持ちの方が亡くなられても、返還していただく必要はありません。相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）の提出を求められる場合がありますので、手続きが済むまでは保管しておいてください。		
国民健康保険の喪失	国民健康保険の加入者が死亡された場合（相続人の届出が必要となる場合があります）	・国民健康保険証 または資格確認書 ・印鑑	保険年金課 2階②番窓口
後期高齢者医療の喪失	後期高齢者医療の被保険者が死亡された場合（相続人の届出が必要です）	・後期高齢者医療保険証 または資格確認書 ・印鑑	
介護保険の喪失	65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方が死亡された場合（相続人の届出が必要です）	・介護保険証 ・印鑑	
国民健康保険・後期高齢者医療葬祭費の申請	国民健康保険の加入者または後期高齢者医療の被保険者が死亡されたときは、葬祭を行った方（喪主または施主）が手続きして下さい。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証または資格確認書 ・後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・喪主または施主の氏名が確認できるもの（会葬はがき、葬儀の領収書など） ・喪主または施主の銀行口座番号がわかるもの 	
国民年金（加入されている方）	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求ができる場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。	・年金手帳または基礎年金番号通知書	年金の種類により窓口が異なります
国民年金（受給されている方）	死亡届や未支給年金の請求が必要です。受給している年金の種類によって提出先が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください（厚生年金・共済年金を受給している方は「その他の手続き」をご参照ください）。	・年金証書（ない場合は持参不要です。）	◆保険年金課 2階③番窓口 または ◆札幌北年金事務所 北区北24西6
児童手当	手当の受給者が亡くなったときは、受給者の変更等の手続きが必要な場合がありますので窓口へお問い合わせください。（持参書類は後日提出可）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する受給者の健康保険情報が分かるもの ・口座が分かるもの 	保健福祉課 1階③番窓口
児童扶養手当	手当の受給者や対象児童が亡くなったときは、手続きが必要な場合がありますので窓口へお問い合わせください。	（問い合わせください）	
特別児童扶養手当	手当の受給者や対象児童が亡くなったときは、手続きが必要な場合がありますので窓口へお問い合わせください。	（問い合わせください）	
災害遺児手当の請求	中学校終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）のお子様を扶養していた父母等が交通災害、労働災害等特定の事由で亡くなった（重度障がいとなった場合を含む）場合、その後お子様を扶養している方に手当を支給します。詳しくは窓口へご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部事項証明（謄本） ・世帯全員の住民票 ・災害にあったことを明らかにする証明書等 	
子ども医療費助成	受給者証を返還してください。	・受給者証	
ひとり親家庭等医療費助成	受給者証を返還してください。	・受給者証	

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	外国人高齢者・障がい者福祉手当の喪失	手当を受給されていた方は、窓口へお問い合わせください。	・死亡診断書の写し	保健福祉課 1階③番窓口
	重度心身障がい者医療費助成の喪失	受給者証を返還してください。また、相続人の手続きが必要な場合があります。	・受給者証	
	心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求	手続き方法、持参するものが異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		保健福祉課 1階②番窓口
	敬老優待乗車証（敬老バス）の返還	敬老バスを返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老バス ・預金通帳（相続人名義） 	
	障がい者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。	・各種助成券	保健福祉課 1階①番窓口
	介護保険高額介護サービス費支給口座の変更（介護認定を受けている	高額介護サービス費の支給を受けている方は、相続人の口座への変更手続きが必要な場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳（相続人名義） ・相続人の印鑑 	
	身体障害者手帳の返還	手帳の交付を受けていた方	・身体障害者手帳	保健福祉課 1階①番窓口
	療育手帳の返還	手帳の交付を受けていた方	・療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の返納	手帳・受給者証の交付を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 	保健福祉課 1階①番窓口
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の喪失	未支給金があるときは、申請してください。	・請求者名義の通帳写し	
	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証の返納	保健センターで手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定疾患医療受給者証 ・ウイルス性肝炎の受給者証 	健康・子ども課 (保健センター2階)
	小児慢性特定疾病医療受給証の返納	受給者証を返還してください。	・小児慢性特定疾病医療受給証	
	母子父子寡婦福祉資金の貸付停止	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。		
	医師・看護師・調理師などの免許証の返納	医師・看護師・調理師などの免許をお持ちの方は返納してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの免許証 ・除籍抄本（謄本） 	西部市税事務所 西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課（※1） 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918 市民税課（※2） TEL618-3914
	食品営業廃止または承継の届出	食品関係などの営業許可を受けていた方は、営業廃止・承継の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・営業許可証 ・戸籍全部事項証明(謄本)※ ・同意書※ ※承継時に必要 	
	固定資産税納税義務者の変更（※1）	亡くなった方名義の土地家屋がある場合、相続された方は法務局で相続登記をしてください(令和6年4月1日から相続登記が義務化されました)。相続登記を行えば翌年度の納税義務者が登記簿上の所有者に自動的に変更になります。（不動産の相続については、裏面の「その他の手続き」をご参照ください。）		
	納税義務の承継（※2）	納税義務のある方が死亡した場合は、その相続人の方が納税義務を承継することになります。亡くなった方のお住まいであった区を管轄する市税事務所に「相続人代表者指定届」を提出してください。後日、相続人代表者の方に納税通知書をお送りいたします。		
	原動機付き自転車（125CC以下）・小型特殊自動車の相続	中央市税事務所軽自動車税係へ電話でお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証などの身分証明書 ・標識交付証明書 	中央市税事務所 中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館4階 軽自動車税係 TEL 211-3076